

用する。  
(オ)総合都市交通体系マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

### (15) 道路事業

ア 道路事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)道路整備事業は、さいたま市の制度に統一する。  
(イ)私道舗装等整備助成制度は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ)公共施設案内標識管理業務は、さいたま市の制度に統一する。

(エ)道路応急修繕業務は、さいたま市の制度に統一する。

### (16) 河川事業

ア 河川事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)水害対策は、さいたま市の制度に統一する。  
(イ)排水路整備事業は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ)水辺環境整備事業は、さいたま市の制度を適用する。

(エ)植樹管理事業は、さいたま市の制度を適用する。

### (17) 住宅事業

ア 住宅事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)市営住宅の入居は、さいたま市の制度に統一する。

(イ)住宅マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(ウ)公営住宅ストック総合活用計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

### (18) 学校教育事業

ア 学校教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)就学援助事業は、さいたま市の制度に統一する。  
(イ)育英資金の貸付事業は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ)小・中学校給食事業は、さいたま市の制度に統一する。

(エ)養護学校は、さいたま市の制度を適用する。

(オ)教員・高校生等海外派遣事業は、さいたま市の制度を適用する。

(カ)教育相談事業は、さいたま市の制度に統一する。

(キ)交通遺児等奨学金給付事業は、さいたま市の制度を適用する。

(ク)社会教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

### (19) 社会教育事業

ア 社会教育事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)人権講座は、さいたま市の制度に統一する。  
(イ)学校開放講座・大学公開講座は、さいたま市の制度を適用する。

する。  
(ウ)指定文化財は、さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。

(エ)市民大学は、さいたま市の制度に統一する。

### (20) 議会

ア 議会は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)市議会報は、さいたま市の制度に統一する。  
(イ)市議会テレビ広報は、さいたま市の制度を適用する。

### (21) 選挙

ア 選挙は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア)選挙公報は、さいたま市の制度に統一する。

(イ)入場整理券は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ)選挙の投票及び開票速報は、さいたま市の制度に統一する。

## 29 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。※

### 調印書

さいたま市及び岩槻市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項

の規定に基づき設置されたさいたま市・岩槻市合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議がととのったので、ここに調印する。  
平成16年8月24日

さいたま市長 相川 宗一

岩槻市長 佐藤 征治郎

### 特別立会人

埼玉県知事 上田 清司

### 立会人

さいたま市議会議長 佐伯 鋼兵

さいたま市議会議長 川上 正利

さいたま市議会議長 青木 一郎

さいたま市議会議長 日浦 田明

岩槻市議会議長 竹内 昭夫

岩槻市議会議長 坪田 正俊

岩槻市議会議長 並木 清

岩槻市議会議長 遊馬 康宏

埼玉県総合政策部長 中村 一巖

埼玉大学学長 田隅 三生

さいたま商工会議所会頭 平沼 康彦

さいたま市自治会連合会会長 野崎 初太郎

目白大学学長 佐藤 弘毅

岩槻商工会議所会頭 関根 忠一

岩槻市自治会長会会長 金井 平一

さいたま市助役 内藤 尚志

岩槻市助役 高橋 清司

さいたま市理事 安藤 三千男

岩槻市総務部長 出野 信男

※新市建設計画の掲載は省略しました。なお、新市建設計画は、合併協議会事務局、各区役所情報公開コーナー及び合併協議会ホームページで閲覧できます。